

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に代りて
翌日)

目 次

◇ 告 示 鳥取県心身障害者扶養共済事業実施要綱の廃止

土地改良事業計画の適否の決定 (四件)

土地改良事業の認可 (二件)

保安林予定森林

解除予定の保安林 (五件)

保安林の指定の解除

土地収用法による事業の認定

土地区画整理組合の設立の認可

◇ 人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第千二十三号

鳥取県心身障害者扶養共済事業実施要綱(昭和四十四年九月鳥取県告示第五百六十七号)は、廃止する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十四号

昭和五十四年九月二十九日付けで日野町から申請のあつた土地改良(漆原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十五号

昭和五十四年十月三日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（中田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十六号

昭和五十四年十月三日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（志津地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十七号

昭和五十四年十月五日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（樽屋地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十八号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(吉川地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十九号

八東町から申請のあつた町営土地改良(日下部地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字山根字榎木谷七三七の二、七三七の三、字長ヶ谷七三八の二、七三八の三、七三九の二、七三九の三、字下モ山七四一の一、七四二、七四四の一、七四五から七五一まで、字寺谷七五二から七五四まで、字寺谷口井手上ミ七六〇の一、字荒神谷七六三、七七八、字小谷七七九、七八〇、七八三、七八四、字松居ヶ谷七八五、七八九、七九〇、七九〇の一、七九一から七九三まで、七九五、七九六

の一、七九六の二、字松居ヶ谷井手上七九七、七九八、字杉ヶ谷山七九九の二、八〇二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷山八〇三、八〇四の一、八〇四の三から八〇四の七まで、八〇五、八〇六、八〇六の一、八〇六の二、八〇七から八一まで、字杉ヶ谷上平八一、八一三、字大平八一四から八一六まで、八一七の一から八一七の九まで、八二〇、八二一、八二四、八二五、字長ヶ谷八三〇の一から八三〇の三まで、八三二から八三五まで、八三五の一、八三八、字有井谷八三九、八四〇、字川戸山八五七の一、八五七の二、八五八、八五九、大字穂見字カウナ谷奥六九五から六九八まで、七〇〇の一から七〇〇の七まで、七〇一から七〇四まで、七〇六から七〇八まで、七〇九の一、七〇九の二、字真コモノ上七一三の一、七一四から七一七まで、七二〇から七二三まで、字カナゲ谷奥七二六の一、七二七から七三四まで、七三六から七三八

まで、七三九の一、七三九の二、七四〇、字柳ヶ谷奥七四三、七四七から七六二まで、字中之谷奥七六四から七八三まで、字朴木遺七八四から七八七まで、字小谷七八八、七九〇の一から七九〇の三まで、七九一の一から七九一の三まで、七九二から七九四まで、字峠ノ下七九五から七九七まで、七九八の一、七九八の二、七九九から八〇四まで、字老ヶ谷北平八〇六から八一六まで、字老ヶ谷口八一七から八一九まで、八二〇の一、八二〇の二、八二一、八二一の一、八二一の二、八二二、八二三、八二五から八二八まで、字奥皆地北平八二九から八三二まで、八三三の一、八三三の二、八三四、八三六、字堂ヶ敷八三七、八三八、字カシラ八三九、八三九の一、字老ヶ谷奥八四〇、八四〇の一、字タナノ上八四一、字五郎次郎奥八四三から八四五まで、八四六の一、八四六の二、八四八の二、八五〇、八五四、八五六の一、八五六の二、八五七から八六〇まで、八六四、八六五、字深谷口八六六から八七二まで、八七三の一から八七三の四まで八七四、八七五、八七六の一、八七七、八七八の一、八七九の一、八八〇、八八一の一、字茗荷谷奥八八四から八九六まで、八九八、八九八の一、九〇〇から九〇六まで、九〇七の一、九〇七の二、九〇九の一、九〇九の二、九一〇から九一二まで、字太田ノ上九一三から九二一まで、字柿ノ木ノ上九二二、九二三の一、九二三の二、九二四から九二七まで、字大塚九二九から九三八まで、九三九の一、九三九の二、九四〇、九四一、九四四から九四六まで、字小塚九四七の一、九四七の二、字越又ノ上九四八から九五〇まで、大字埴師字小谷一〇五四から一〇五九まで、一〇五九の一、一〇六〇から一〇六二まで、字香傳寺林一〇六一、一〇六三の二、一〇六四から一〇六六まで、一〇六七の一、

一〇六七の二、一〇六八の一、一〇六八の二、一〇六九から一〇七一
 まで、一〇七三から一〇七七まで、字巻尾一〇七八、一〇七八の一、
 一〇七八の二、一〇七九、一〇七九の一、一〇八〇、一〇八〇の二、一〇八
 一、一〇八二の六まで、一〇八一、一〇八一の一、一〇八二、一〇八二
 の二、一〇八三の二、一〇八三、一〇八四、字穴ケサコ一〇八五、一
 〇八五の一、一〇八六、一〇八七、字堂サコ一〇八八の一、一〇八八
 の二、一〇八九から一〇九一まで、一〇九一の一、字北谷林一〇九二
 から一〇九四まで、一〇九四の一、一〇九四の二、一〇九五から一〇
 九八まで、一一〇〇、一一〇〇の一、一一〇〇の二、一一〇四から一
 一〇六まで、一一〇八、一一〇八の一、字地福寺林一一〇九、一一〇
 九の一、一一一〇、一一一一、一一一一の一、一一一二、一一一三、
 一一一四の二、一一一五、一一一六、字下向イ一一一七から一一二三
 まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四、一一二四の一から一
 一二四の六まで、一一二五、一一二五の一、一一二六、一一二六の一
 から一二六の四まで、字上向イ一一二七、一一二七の一から一一二
 七の五まで、字アシ谷林一一二八、一一二八の一から一一二八の六ま
 で、一一二九、一一三〇字砂タメ林一一三一から一一三八まで、字サ
 ケ尾林一一三九、一一三九の一、一一四〇の一、一一四〇の二、一一
 四一、一一四一の一、一一四一の二、字上サケ尾一一四二、一一四三、
 一一四三の一から一一四三の五まで、一一四四、一一四四の一から一
 一四四の四まで、字家ノ上一一四五、一一四五の一、一一四五の二、
 一一四六、一一四六の一、一一四六の二、字ノミ谷山一一四七の二、一
 一四七の二から一一四八の二から一一四八の九まで、字大
 途奥一一五二の二、字陰山一一五三、一一五三の一から一一五三の三

まで、一一五四、一一五四の一から一一五四の三まで、一一五五、一
 一五五の一、一一五六、一一五六の一、一一五七、一一五七の一、一
 一五八、一一五八の一、字サコ田一一七七から一一八一まで、字ヤナ
 ケ谷林一一八二から一一八七まで、一一八八の一から一一八八の三ま
 で、一一八九、一一八九の一、一一八九の二、一一九〇、一一九一、
 字岡ノ上林一一九二、一一九三の一から一一九三の五まで、一一九四、
 一一九五、一一九六の二、一一九六の二、一一九七、一一九八、一一
 九八の一、一一九九、一二〇〇、一二〇五、一二〇五の一、一二〇六、
 一二〇六の一、一二〇七、一二〇八、一二〇九の一、一二〇九の二、
 一二一〇から一二一五まで、一二一五の一、一二一六、一二一七、一
 二一八の一、一二一八の二、一二一九、一二二〇、字後谷林一二二一、
 一二二三から一二三〇まで、一二三一の一、一二三一の二、一二三二、
 一二三二の二、字寺谷山一二三四、一二三四の一、一二三五、一二三
 六の一、字シシク谷山一二五三の三、字力子ツキ谷山一二五四の一三、
 一二五四の一五から一二五四の一九まで、一二五四の二一から一二五
 四の五六まで、一二五四の五八から一二五四の六三まで、一二五四の
 六五から一二五四の六九まで、字ロコフ谷一二五九の二、字後谷山一
 二六二の一から一二六二の九まで、大字三吉字松ヶ坪六五三、六五四、
 字客ノ谷北平六五五の一、六五五の二、六五六から六五八まで、六五
 八の一、六六〇、字中尾六六一、六六二、字客ノ谷南平六六三から六
 七〇まで、字大ノ上エ六七一から六七三まで、字客ノ谷南平六七四、
 字ヒナタ六七六の一から六七六の三まで、六七七から六七九まで、六
 八〇の一、六八〇の二、六八一、字カジ屋皆地六八二から六八五まで、
 字タナ坪六八六から六八九まで、字下モ所カサ六九〇、字上ミ所カサ

六九一、字段ノ山七〇一から七〇四まで、字アシガタ七〇七から七〇九まで、七〇九の一、字堂ノ尾七一一〇、七一一、字ウシナサコ七一二の二から七一三の四まで、字毛谷七一八、字カマ谷七二四、七二五の二から七二五の三まで、七二六、七二七、字カツラ途七二八から七三五まで、七三六の一、七三六の二、字蔭平七三七から七三九まで、七三九の一、七四〇、七四二、七四四、七四四の一、字惠徳山七四五から七四七まで、七四七の一、七四八、字アベカ途七四九から七五四まで、七五六、字漆山七八二の一、七八三の一、字妙ヶ谷七八四から七八六まで、七八七の一、七八七の二、七八七の五、七八八、字段途八〇八、八〇九の一、八〇九の二、八一〇、八一〇の一、八一〇から八一三まで、字大熊谷八一四、八一四の一、八一五から八一八まで、字小熊谷八一九、字ヤナガ谷八二〇から八二三まで、字コウヶ谷八二四の一、八二四の二、八二五の一、八二五の二、八二六、字小屋ノ谷八二七の二から八二七の四まで、字本谷八二八の二から八二八の五まで、字明ヶ谷八二九、八三〇、字清水途八三一から八三六まで、字クラホ称八三七、字庄田八三八の一、八三八の二、八三九の一、八三九の二、八四〇、字ノト谷八四一から八四四まで、八四四の一、八四五、字家の上八四六、八四七、字小コ谷八四八、大字慶所字小谷二八九から二九八まで、字下島上へ二九九から三〇一まで、三〇二の一、三〇二の二、三〇三から三〇五まで、字段三〇六から三〇九まで、三一一の一、三一一の二、三一一の三、三一一の四、三一一の五、三一一、字梨之木三一二、字女子谷三一一三から三一二二まで、字藤屋根三一二三から三二八まで、三二九の一、三二九の二、三三〇の一、三三〇の二、字菅谷三三一、三三一の一、三三二から三三三まで、三四五、三四六、三四六の一、三四

七、三四七の一、字慶所奥三四八から三五七まで、三五九から三六一まで、三六一の一、三六二、字ケイシ山三六三から三六八まで

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字座性平六七一の一（次の図に示す部分に限

る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側三の二、大字浦富字ニタ股三一九一の一、三一八九の七(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字神畑三四五の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字権ノ木坂一四七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字会下山二三〇一の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線施設用地とするため

鳥取県告示第千三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字槻下字場所免三五の五、三六の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

岩美町

二 事業の種類

岩美町民屋外運動場建設工事

三、起業地

1 収用の部分

岩美郡岩美町大字高山字下猫山、字戸坪、字戸坪口及び字奥戸坪地

内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美町教育委員会事務局

鳥取県告示第千三十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十六年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市旗ヶ崎字道下安倍界の全部、字四軒茶屋道西、字呉服屋灘舟道、字呉服屋流シ先、字熊沢流シ先、字安倍境灘、字呉服屋地蔵下夕、字栗島境、及び字荒神森西の各一部並びに安倍字天狗松下の一部

四 事務所の所在地

米子市中町二〇番地 米子市建設部都市計画課内

五 設立認可の年月日

昭和五十四年十一月二十日

六 事業年度

昭和五十四年度から昭和五十五年度まで

七 公告の方法

事務所掲示場及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十一月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「四百五十円」を「四百八十円」に、「六百十円」を「七百二十円」に、「九百十円」を「千八十円」に、「千二百十五円」を「千四百四十円」に改め、同項第二号中「三百四十五円」を「四百十円」に、「五百十五円」を「六百十五円」に改め、同項第三号中「二千二百四十円」を「二千四百七十円」に、「三千五百二十円」を「四千四百八十円」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第十八条関係）

第一区	第二区	第三区	第四区
一、四四〇円	一、六一〇円	一、七八〇円	一、九五〇円

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、昭和五十四年七月十日以後に発行する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】